



ボン宣言

翻訳：三宅彩以、野口扶弥子監訳：阿部治

*当文書は、立教大学 ESD 研究センターおよび NPO 法人持続可能な開発のための教育の 10 年推進会議 (ESD-J) が共同で翻訳した。

我々、2009年3月31日から4月2日にドイツのボン市で開催された「ユネスコ ESD 世界会合」に集った参加者は、以下の声明文および行動への呼びかけを発表する。

1. 20世紀、かつてない経済成長が成し遂げられたにも関わらず、いまなお非常に多くの人びと、とりわけ最も弱い立場の人びとが、根強い貧困や不平等の影響を受けている。絶え間なく紛争は続き、平和の文化を構築する必要性が叫ばれている。世界金融・経済危機によって、短期的利益に基づく持続不可能な経済開発モデルや実践にはリスクがあることが明らかになった。食糧危機および世界の飢餓は、ますます深刻な問題となっている。持続不可能な生産・消費パターンは生態系に影響を及ぼし続け、気候変動の例に見られる通り、現世代と未来の世代の選択肢や、地球上の生命の持続可能性を危ういものにしていく。

2. 21世紀初頭のこの10年間、世界は大規模で複雑に関連しあった開発と、ライフスタイルにかかわる課題や問題に直面している。これらの課題は、持続不可能な社会を生み出した価値観に由来するものであり、相互に関連し合っている。ゆえに、これらの課題への解決には、よりいっそうの力強い政治的コミットメント、確固たる行動が求められる。そして、我々は、この状況を覆せるだけの知見、技術、技能を持ちえている。いまこそ我々は、よりよい行動と変革に向けてあらゆる好機を活用すべく、自らの潜在力を結集するべきである。

3. 持続不可能な開発、優先事項、責任、能力による影響は、地域（リージョン）間や、発展途上国と先進国の間で異なる。すべての国々には協力しあい、現在と未来における持続可能な開発を確固たるものにしていかなければならない。持続可能な開発のための教育 (ESD) への投資は、未来への投資であり、とりわけ紛争終結地域や後発発展途上国においては、命を救う対策となりうる。

4. ジョムティエン、ダカール、およびヨハネスブルクでの約束に基づいて、我々は、人びとに変革のための力づけをするための教育に、共に取り組む必要がある。そしてこのような教育は、持続可能な生活や、社会、適正な職業への参画のための価値観、知見、技能、および能力を育む「質ある教育」でなければならない。万人のための教育の重点項目では、基礎教育を受けられるようになることが、持続可能な開発において極めて重要であると強調されている。また、就学前の学習、農村地域の人びとのための教育、および成人識字教育も、同様に強調されている。識字および計算能力における目標達成は、教育の質に貢献するものであり、ESD の成功においても極めて重要である。

5. 教育や生涯学習を通して、我々は、経済や社会的公正に基づいた生活様式や、食糧安全保障、生態系の健全性、持続可能な生活、あらゆる生命に対する尊重、そして社会的連帯感や民主主義、集団による行動を育む力強い価値観を獲得することができる。ジェンダーの公正、特に女性や女兒の教育への参画は、開発と持続可能性を実現する上で極めて重要である。

in cooperation with



持続可能な開発のための教育は、若者の持続可能な生活の機会や願い、未来を確たるものにしていく上で、今まさに必要とされている。

21世紀における持続可能な開発のための教育

6. 持続可能な開発のための教育は、あらゆる人びとにかかわる教育および学習に、新しい方向性を提示している。ESD は、質ある教育を促進するものであり、あらゆる人びとを包括するものである。また、現在と未来の課題に効果的に対応するために必要な価値観、理念、および実践に基づくものである。

7. とりわけ、水、エネルギー、気候変動、災害とリスク軽減、生物多様性の喪失、食糧危機、健康危機、社会的脆弱性・不安定といった異なる優先事項や問題に、社会が取り組んで行く上で手助けとなるのが ESD である。また、新たな経済学的思考を構築する上で、ESD は極めて重要である。体系的・統合的アプローチを通して、ESD は、弾力性に富み、健全で持続可能な社会の構築に貢献する。ESD は、教育および訓練の仕組みに、新たな妥当性、質、意義、そして目的をもたらす。ESD は、公教育、ノンフォーマル、インフォーマル教育の文脈や、生涯学習のプロセスにある社会のあらゆるセクターを含有する。

8. ESD は正義、公正、寛容、充足性、責任という価値観に基づいている。

「地球憲章」に明示されているように、ESD では、ジェンダーの公正、社会の連帯感、および貧困削減の推進、配慮、高潔さ、誠実さが重視されている。ESD は、持続可能な暮らし、民主主義、人間の幸福を支える理念によって裏打ちされている。環境保護と修復、天然資源の保全とその持続可能な利活用、持続不可能な生産および消費パターンに対する取り組むことや、公正で平和な社会づくりも、ESD を裏打ちする重要な理念である。

9. ESD では、不確実性への対処や複雑な課題の解決へとつながる、創造的で批判的なアプローチ、長期的思考、革新性やエンパワーメントを重要視している。ESD は、地域レベルからグローバルレベルにいたるまでの環境、経済、社会、文化的多様性の相互依存関係を強調し、過去、現在、そして未来といった点も考慮している。

10. 人びとの多様なニーズや現実の生活環境と関連づけながら、ESD は、新しいアイデアや技術と同様に、地域の文化に組み込まれている実践や知識に解決策を見出し、活用する技能を提供する。

国連持続可能な開発のための教育の10年における進捗

11. 国連持続可能な開発のための教育の10年の前半5年間、ユネスコ主導、協力のもと、多くの国々において ESD 実施の進捗がみられ、革新的な政策の枠組みが策定された。数多くの国連機関、NGO、地域組織、および連携ネットワークが、ESD 特有の分野を支援する具体的な活動に従事している。多くの人びとや組織が、行動に向けて最大限の努力を投じ、取り組んでいる。よりよい理解、促進、実施、そして ESD の質の評価にむけた取組がなされている。国際的なモニタリングおよび評価の枠組みが策定されている。国際レベルでの取り組みは、地域（リージョナル）レベルでの戦略や計画によって補完されている。



1 2. 我々は、人間の幸福を高める上で、教育は重要な要素であると認識している。今日我々は、教育の内容、手法、および目的を大きく改善させることのできる知見と経験を持ち合わせている。我々は、生涯学習をさらに重要視するために、どのように教育システムを再構築し始めればいいのかということを知っている。ESD を通し、我々は、公教育、ノンフォーマル、インフォーマル教育間のつながりをどう改善すればよいかということを知っている。我々は、教育的変革のプロセスに関する知見を高め、共有することが重要であると理解している。

1 3. 科学は、我々に気候変動や地球の生命維持システムに関するよりよい知見を与えてくれた。科学によって HIV や AIDS、マラリア、結核、心臓疾患、またその他の深刻な健康上の問題に関する多大なる知識が収集されてきた。我々は、自然のシステムやそこに人間が与える影響、そして生物多様性が我々の幸福や健康をいかに支えているのかということについて、より多くのことを理解している。我々は、現在の経済的思考を変え、持続不可能な生産や消費を回避し、「持続可能に開発された」国の出現を促進・支援する必要があると理解している。社会科学は、人類の発展における倫理的、文化的、認知的、情緒的側面、および変革のための社会学に対し洞察を提供している。

1 4. 今こそ我々は、このような知見を行動に移さなければならない。とりわけ、UNDES D の後半5年間に於ける成果をさらに高め、広げるためだけでなく、より長期にわたって ESD が確実に実施されていくために、行動に移すことが重要だ。

行動への呼びかけ

1 5. ESD の進捗は未だ偏在しており、さまざまな状況下で、さまざまなアプローチが求められている。これからの数年間、先進国および発展途上国の双方や、市民社会、国際組織において、次のような有意な取り組みが必要とされていることは明白である。

加盟国における政治レベルにおいて：

a) あらゆる教育そして質ある教育の実現に向けて ESD が貢献するよう促進する。特に、一貫した体系的なアプローチの中で、ESD と EFA (万人のための教育) との間のつながりを発展させることに注力する。国際フォーラムの場や国家レベルにおいて、ESD 課題の目標を発展させる。

b) 持続可能な開発および ESD に関する社会の意識と理解を高める。具体的には、UNDES D の前半5年間で得られた学びや洞察を、社会の意識向上のための政策やプログラム、様々なインフォーマル学習へと主流化させ、展開する。ここには、持続可能性の問題に対する社会の意識や理解を育成するメディアの役割と貢献を促進していくということも含まれる。また、メディアの専門家の能力育成も含まなければならない。

c) ESD を支援する適正な資源および資金を集める。具体的には、これらを、EFA や「ミレニアム開発目標」の取り組みへと統合していくと同時に、ESD を、国家開発政策や予算枠組みに、国連共通国家計画策定のプロセスに、その他国レベルでの政策枠組み (セクター横断的アプローチなど) に統合していく。また、財団や資金提供側の優先事項においても、ESD が促進・網羅されるようにする。



d) 教育および訓練システムを再構築し、国家および地域レベルでの一貫した政策を通して、持続可能性に関する事項に対処する。ビジネス、企業セクター、市民社会、地域社会、そして科学分野も巻き込んだ、セクター間／省庁間の連携アプローチを通してESD政策を確立し、実施する。

e) 国際・地域（リージョン）・国家レベルで、既存の文化的多様性を尊重したESD実施のための仕組みや協力体制を発展・強化させる。ESDの実践を担う地域（リージョン）、国家レベルの委員会、ネットワーク、および共同体を確立し、地域（ローカル）と国家間、国家と世界間のつながりを強化し、南北、南南協力体制を推進する。

実践レベルにおいて：

f) 公教育やあらゆるレベルにおけるノンフォーマル、インフォーマル教育において、統合的かつ体系的アプローチを駆使し、持続可能な開発の課題を組み込んでいくことを支援する。とりわけ、ノンフォーマル教育、インフォーマル学習、職業学習、職場学習が果たす多大な貢献を評価し、効果的な教育的アプローチ、教員教育、教育実践、カリキュラム、学習教材および教育指導者育成に、持続可能な開発課題を統合していく支援を行う。持続可能な開発とは、あらゆる分野、セクターに関連する分野横断的テーマである。

g) ESDが教員養成および現職研修に統合されるよう、カリキュラムおよび教員教育プログラムを再構築する。教員教育機関、教員、そして専門家のネットワークを構築・発展させ、適切な教育実践を研究できるよう支援する。とりわけ教員が、大人数を対象とした授業でもうまく機能するESD戦略を策定し、ESD学習プロセスの評価ができるよう支援をする。

h) 関連研究、モニタリング・評価戦略、優良事例の共有と認知といった確かな根拠に基づく、ESDの政策対話を奨励する。効果的な実施を周知し、ESDの成果およびプロセスを評価するため、国家レベルでのESD指標を確立する。

i) 訓練や職業教育、職場学習にESDが統合されるよう、ESDにおける連携を発展・拡大し、そこに市民社会、公的セクター、民間セクター、NGO、開発パートナーを巻き込んでいく。ESDは、ビジネス界、産業界、労働組合、非営利団体、任意団体、公益事業界の指導者育成において不可欠な要素となるべきである。また、職業訓練教育（TVET）プログラムを再構築し、ESDが組み込まれるようにする。

j) ESD策定および実施において青少年を巻き込む。ESDの推進に、青少年、青少年組織やネットワークのもつコミットメント、団結力、潜在力を活用する。ESDに関する疑問や課題に対する、青少年の主体者意識を育む。

k) 議論を起こし、市民の参画を盛り上げ、ESDにおける行動の先駆けとなってきた、市民社会の多大なる貢献と重要な役割を強化する。市民社会のさらなる関与とコミットメントを引き出す方法を探求する。

l) ESDに対する伝統知、先住知、地域知（ローカル・ナレッジ）の果たしてきた役目を重んじ、正当な評価を与え、ESD推進における多様な文化の果たしてきた役割を重んじる。



m) ESD は、積極的にジェンダーの公正を推進するとともに、女性が、社会変革や人間の幸福につながるような知見や経験を共有できる状況や戦略を整えることにつながるべきである。

n) ESD のネットワークを通して知を構築する。知を構築・共有し、ESD のための資源を作り出せる研究や革新の拠点として貢献する学校、大学、その他の高等教育機関や研究機関、教育センターおよび教育ネットワークを特定し、支援する。ESD のための空間的「研究所」と定義され、そのような役割を果たすことのできる特定の地域や、バイオリージョンの潜在力を探求する。

o) ESD に高等教育機関や研究ネットワークを巻き込むことで、ESD の科学的卓越性、研究および新しい知の確立を支援・促進する。大学の主要機能を結集する。具体的には、教えるという機能、また研究や共同体としての関与という機能を結集し、ESD のグローバルな知、ローカルな知を高めることにつなげる。また、このプロセスにおいては、ユネスコ ESD チェア、およびユネスコプログラムのネットワークを活用する。制度的、組織的体制を確立することで、柔軟性や学生の参画、分野横断的プログラムを促進し、ESD の複雑性および緊急性に対応しうるモデルプロジェクトを展開する。高等教育における ESD の取り組み、および研究を支援する報奨制度を作り、実施する。

p) 国連持続可能な開発のための教育の 10 年や、現在進行している「生命の水」のための国連 10 年アクションといった、国連の「10 年」の期間中に制度的な仕組みを確立し、これら「10 年」の期間を超えても、ESD が確実に継続されるようにする。

q) 生物多様性、気候変動、砂漠化、無形文化財などに焦点を絞った主要な持続可能な開発に関する国連の会合で ESD の視点を強化するため、国連システムにある活用可能な専門的視点と連動する。

r) UNDESD の傘下や連携の枠組みの中に、特定の行動計画および／または、プログラムを策定することで、気候変動、水、フードセキュリティ（食糧安全保障）といった持続可能性に関連した極めて重要かつ緊急の課題に対処できるよう、教育、研修システムにおける取り組みを強化する。

16. 2009 年 ESD 国際会合の参加者は、UNDESD を担う主導機関としてのユネスコに対し、以下の通り要請する：

a) 国連環境計画、国連大学、EFA 支持機関（ユニセフ、国連開発計画、国連人口基金、世界銀行）、その他機関との連携のもと、国際実施計画に基づいて、UNDESD に対するユネスコのリーダーシップおよび調整の役割を強化する。そして、特に「国連開発援助枠組み」プロセスを通して、ESD を国家レベルでの「ひとつの国連（One UN）」戦略に組み込んでいく。

b) UNDESD の実施において、加盟国およびその他の連携機関を支援し、とりわけ、紛争終結地域や後発発展途上国に対する十分な配慮をしながら、立ち上げ段階にある能力育成や、一貫した国家戦略の策定に対する政策的助言、モニタリングと評価、ESD の優良事例の認知と共有、アドボカシーおよびグローバルパートナーシップの構築を行う。



c) G8、G20、コペンハーゲン気候変動会議、EFA ハイレベルグループ、国連主要執行理事会、ユネスコ世界会合（またその他の進行中のイベントや活動）といった国際会議および交渉の場のような主要な教育および開発フォーラムにおいて、ESD という議題を主張および／または推進する。

d) ESD の目標の更なる促進にむけ、ユネスコ生物圏保護区、世界遺産、「サブ・サハラアフリカ教員教育イニシアチブ (TTISSA)」、ユネスコスクール、「エンパワメントのための識字イニシアチブ (LIFE)」といったその他の科学、文化、教育プログラムの中にある既存の専門知識を活用し、ESD の主要優先事項がユネスコ内での長期プログラムおよび戦略に確実に統合されていくようにする。

e) ESD をその質と根拠に基づくものにするため、ユネスコのプログラムを通し、ESD 関連の研究を推進する。ESD の国際的なモニタリングおよび評価システムをさらに確立し、目に見える具体的な成果を伴う UNDESD の成功・終結に導くような国際戦略、および実践の確立にむけてイニシアチブを取る。

f) 他の連携機関との協議・協力のもと、2009 年 12 月デンマークのコペンハーゲンで開催される第 15 回国連気候変動枠組み条約締約国会議 (COP15) において、教育や訓練との関連性及び重要性を主張する。

g) 気候変動に関する行動に向けたユネスコ戦略の文脈において、そして国連全体としての行動の一環として、DESD の枠組みの中で、気候変動に関する教育を国際的な課題の位置づけにまで高めるよう、取り組みを強化する。

17. さらに、本会合の参加者は、本宣言の実施にむけた働きかけを進めて行く。

18. 参加者は、本宣言にて網羅されている提言支援のため、適切な資金を結集していくことを奨励する。

19. ESD 世界会合の参加者は、本会合の主催したドイツ政府への感謝の意を表明し、ESD の 10 年最終会合をユネスコと共同主催するという日本政府の意向を歓迎する。